○松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間,休暇等に 関する条例施行規則

> 制 定 平成 7 年 12 月 28 日規則第 1 号 改 正 平成 8 年 3 月 21 日規則第 1 号 平成 11 年 5 月 1 日規則第 2 号 平成 14 年 3 月 25 日規則第 1 号 平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 1 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 1 号

松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間,休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第1号)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(勤務区分, 勤務時間及び休憩時間)

- 第2条 職員の勤務は、普通勤務及び交替制勤務に区分する。
- 2 前項に規定する職員の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。 (準用)
- 第3条 前条に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等については、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年松山市規則第46号)を 準用する。

付 則

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

付 則(平成8年3月21日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成11年5月1日規則第2号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

付 則(平成14年3月25日規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成 21 年 3 月 27 日規則第 1 号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 24 日規則第 1 号) この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

(事務局)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間		勤務時間
普通勤務 従事職員	8:30	17:15	12:00~13:00	1:00	7:45

(江南荘・診療所)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休憩時間	
	8:30	17:15	12:00~13:00	1:00	7:45
普通勤務 従事職員	9:15	18:00	12:00~13:00	1:00	7:45
			12:30~13:30		
	6:30	15:15	12:30~13:30	1:00	7:45
	9:15	18:00	12:30~13:30	1:00	7:45
交替制勤務 従事職員	15:15	10:00	18:00~19:00	1:00	15:30
()			0:00~2:00 2:15~4:15	2:00	
			8:00~8:15	0:15	